

Title	後法興院記(平泉澄博士校訂出版, 發賣所至文堂)
Sub Title	
Author	犬塚, 久雄(Inuzuka, Hisao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.160(692)- 162(694)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0160">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0160</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

にあたり蟹を這はしめしは、蟹が靈的動物として崇敬せられ、産兒が蟹の如く幾度もなく生命を更新して、永く健全であれかしこの禁厭の意に出たものならんと云ひ、「砂撒き」には土の信仰を女子元服考」には主として涅槃の習俗に就て述べ、「動物の子孫」は「瘧の遺傳する話」動物に扮する舞踊は、何れもトミズム研究者に興味深き資料を供給され、「日本民俗源流考」は日本の古俗の北方民族のそれと似たものを列擧されてゐる。「歴史篇」に於て、「魏志倭人傳の民俗的考察」は、極めて興味ある研究なれど、是等の土俗九州に限られたるものならざるが故に耶馬臺は九州よりも近畿なるべしといふ結論は少しく當らない。大和でなければ存せぬ特異な風俗をあげ、それと倭人傳の記載と合致せる時にあらざればかゝる結論は、氏の論文からひくことはかたいであらう。「日置部異考」は、上代に於ける火の崇拜について語り、「遊行婦考」は、遊部より巫女出で、その遊女となりし歴史を述べ、「座源流考」は、商業上以外の座の意味を説明し、「神社と商習慣」は宗教と密接な關係ある市の研究をなし、本邦に於ける高媒信仰は、日本の原始結婚形態に關する興味ある記事をあつめ、「一物の研究」は、頭に鳥の羽をさす風について考證し、「多びす神異考」は、日本に於ける鯨の崇拜について多くの材料を擧げてをる。これは著者の論文の中で最も學術的功績あるもの、一つであらう。たゞし多びすといふ神の起原は鯨なりといふ命題には直ちに賛同し難い。日本盲人史の一節」は、當道派と地神盲僧派との争ひについて述べ、最後に幕府の盲僧壓迫の内情にはキリシタン迫害の因もあらんと論ぜられてをる。この外氏の掲載された論文はまだ多々あるが割愛して紹介の

筆を置く。若輩の身として先進者の書にさやかくの筆を弄した罪を深く御謝びする。なほ此書再版の時訂正していただきたい誤植が二三ある。「神事篇」二七八頁のトミズムはトミズムに、「歴史篇」一九三頁ウエスタ・マルクはウエスタ・マルクに二二四頁佛人レビ・ド・ブリュクは佛人レビ・ブリュールに直していただきたい。「風俗篇」三一九頁に叙及されたエリセーフ氏がボルシェビキに殺されたこと云ふのは勿論戦争當時の誤つた風聞で同氏は目下パリに滞在されてゐる。(以上一九三〇・二・一四、松本信廣)

### 後法興院記

(平泉澄博士校訂出版)  
發賣所 至 文堂

公卿日記の類が國史研究上缺く可からざる史料なることは言ふまでもなく、しかも他に採る可き史料の豊富ならざる時代に於ける場合の如きは殊更である。

既近、平泉澄博士等の努力によつて世に出されたる「後法興院記」の如きも實に此の點に於いて寔に價値ある史料と言ふ可きである。即ち、本書は從一位關白太政大臣近衛政家の日記にして、時代は戦亂に次ぐに戦亂を以つてし應仁文明の世を含むその前後である。而して、日記は全部三十卷、後土御門天皇の寛正七年(二月二十八日)を以て文正元年と改めらる、即ち政家二十一歳の時なり)正月より後柏原天皇の永正二年六月四日(此の年六月十九日を以て政家薨す、六十二歳なり)に到る四十年の長期に亘るものにして、その間文明元年より同十年に到る十年間及び文明十七

正月の記事は是を缺くも、應仁文明の亂世にして史料多く湮滅せる時に際して本書の如く良く前後四十年に亙る日記の大部分を傳ふることは後世の史學家に多大の寄與をなすものと言ふ可きであり、殊に室町時代研究家には缺く可からざる好史料にして、例へば應仁の亂初期に於ける京都附近の情況、或ひは足利義政、義尚、義隆等及びその屬黨間に行はれたる政治的諸紛争等、當代京都方面に於ける公武兩者の狀勢を詳細に記されし故參照すべき點極めて多い。

而して、本書は從來一般に、「後法興院政家記」或ひは「後法興院殿御記」等の名に依つて僅少の寫本のみ世に行はれて、學者の研究に資せられて居つたのであるが、此の度、近衛公爵家に遺る原本に就いて平泉博士、原田、坂本學士等が嚴密なる校正を加へ、名も單に「後法興院記」と改め、上下二卷一五〇〇頁(上卷は即ち、

第一卷自寛正七年正月至文正元年十二月(二月廿八日改元)

第二卷自文正二年正月至應仁元年十二月(三月五日改元)

第三卷自應仁二年正月至同十二月

第四卷自文明十一年正月至同十二月

第五卷自文明十二年正月至同十二月

第六卷自文明十三年正月至同十二月

第七卷自文明十四年正月至同十二月

第八卷自文明十五年正月至同十二月

第九卷自文明十六年正月至同十二月

第十卷自文明十七年二月至同十二月

第十一卷自文明十八年正月至同十二月

第十二卷自文明十九年正月至長享元年十二月(七月二十日改元)

第十三卷自長享二年正月至同十二月

第十四卷自長享三年正月至延徳元年十二月(八月二十一日改元)

第十五卷自延徳二年正月至同十二月

の如く寛正七年正月より延徳二年十二月に到る二十五年間、但し、此の間文明元年より文明十年に到る十年間及び第十卷中、文明十七年正月分は缺く)の記録を十五卷に收め、次に下卷は即ち、

第十六卷自延徳三年正月至同十二月

第十七卷自延徳四年正月至明應元年十二月(七月十九日改元)

第十八卷自明應二年正月至同十二月

第十九卷自明應三年正月至同十二月

第二十卷自明應四年正月至同十二月

第二十一卷自明應五年正月至同十二月

第二十二卷自明應六年正月至同十二月

第二十三卷自明應七年正月至同十二月

第二十四卷自明應八年正月至同十二月

第二十五卷自明應九年正月至同十二月

第二十六卷自明應十年正月至文龜元年十二月(二月廿九日改元)

第二十七卷自文龜二年正月至同十二月

第二十八卷自文龜三年正月至同十二月

第二十九卷自文龜四年正月至永正元年十二月(二月卅日改元)

第三十卷自永正二年正月至同六月

の如く延徳三年正月より永正二年六月(政家薨去の年月)に到る十五年間の記録を上卷同様十五卷の中に收めしものである。として

世に出されたるものにして、吾人同學者は校正當事者諸氏の勞極めて大なりし事に對して感謝せざるを得ぬものである。而して、吾人は更に此の事業を興すに當りて後援せられたる近衛公爵家に對しては深甚なる敬意を表するものにして、拙文を顧みず敢えて本書の出版を大方に紹介する所以である。(四六判上下二卷一五〇〇頁。定價各卷四圓。發賣所至文堂)(犬塚久雄記)

## 日本古文書學

(伊木壽一著  
雄山閣發行)

國史研究に於て我が古文書學の重要な補助學科の一たるは云ふ迄もない。然るに從來古文書學の科學的研究方法は遅々として進まなかつた處明治二十三年坪井九萬三博士が外遊土産として歐洲に於ける其の研究方法を輸入紹介せられて以來、近々二三十年間に於てその進歩發達は實に急速なるものであつた。然しこれに關する著書としては極めて僅少で、唯、久米邦武博士の古文書講義と坪井博士の史學研究法の中、古文書の條等であつたが、本年に入りてはこれに關する著書が三種上梓せらるゝに至つた。即ち本書の外に、故勝峯月溪學士の古文書學概論並に中村直勝學士の古文書學講座であり、寔に學界の祥事と云ふべきである。

本書は本塾に於て十數年來、國史並に古文書學講座を擔任、學生を指導せられつゝある、恩師伊木先生の近著である。先生の古文書學に於ける學識は、史料編纂官として編纂せられた大日本古文書等に於て既に學界周知の事であれば、今更喋々として紹介する迄もない。本書は神田雄山閣發行の大日本史講座の科目として叙

述せられたもので、講座の性質上、主として古文書の基礎となるべきもの、即ち外的研究に關して詳述し、其の様式各論即ち内的研究の方面に於ては略述せられて居る。其の要目は左の如くである。

序説—定義—目的及び研究法—材料—形狀—例文—書風墨色—自署花押—印章—字體—用語—文様—様式

猶ほ本書は參考資料として寫眞插圖數十枚を加へ、説明を補ふなど初學者に對する用意周到なるものである。

在塾中親しく高教を受けた筆者は、今、本書を讀了して、當時先生の講義中の癖や、演習旅行等に於いて發せられた先生獨特の洒落などを再想して、一層敬親の念を深くした。最後に、先生の健康と多幸を祈つて摺筆する。(昭和五、十一、廿夜、武田勝藏記)

## 大館持房行狀

—故總州大守源公持房景廳

院殿高門常譽禪門行狀(史學研究會印行)

本輯は景徐周麟畫像(自贊)一葉、大館持房行狀三葉(前半、後半、前後)の四圖版から成つてゐる。行狀は、大館氏の出である景徐周麟が、應仁以來家道漸く衰へたのを憂へ、大館氏の出自、歴世の功業等を闡明し、父持房の一生を詳敘したものである。其自畫贊(左方の傍註に子レ時六十二歳領三南禪帖二以レ故命レ工作三紫衣一麟とあるに據て文龜二年であることが解る)より後るゝこと二年、即ち文龜三年彼が六十四歳の時の撰であると同時に書であつて、翰林蒞蘆集には載つてゐない。